

北海道宗谷総合振興局告示第1040号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第1号に掲げるたこ漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
たこ漁業 (たこばこ、たこから つり縄及びたこいさ り)	宗谷総合振 興局管内沖 合海域	最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界か ら261度30分の線以北と最大高潮時海岸線上 枝幸町と雄武町との界から43度30分の線以北 の海域のうち、たこ漁業を内容とする共同漁業 権漁場区域を除く海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内 の海域に限る。	毎年、9月1日から翌年8 月31日まで	— (許可又は起業の認可を 受けている船舶の数: 631隻)	総トン数20トン未満	宗谷総合振興局管内 (天塩郡幌延町を除 く。)に住所を有する者